

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	日本先端大学（仮称）設置準備委員会と 市内学校法人との経営連携に向けた覚書 締結について	文化政策課
2	豊島邸及び清閑亭の今後の利活用につい て	
3	高田運動広場の閉場について	スポーツ課

令和3年2月9日

## 日本先端大学（仮称）設置準備委員会と市内学校法人との 経営連携に向けた覚書締結について

関東学院大学が他学校法人などと教育連携を行い、小田原キャンパスを承継することにより、大学を新設することの可能性について、関東学院大学と協議を行っている。

令和3年（2021年）1月20日（水）、第3回協議会を開催したところ、次のとおり、日本先端大学（仮称）設置準備委員会が、市内飯田岡で富水幼稚園を設置している学校法人小田原教育メディアと、包括的な学校法人経営連携に向けた覚書を締結した旨の報告があった。

- 1 締結日 令和2年（2020年）11月26日（水）
- 2 主な内容
  - ・小田原教育メディアが新大学の申請者・設置者となる。
  - ・日本先端大学（仮称）設置準備委員会の西和彦委員長が、小田原教育メディアの理事長に就任する。
  - ・関東学院大学と協議して、小田原教育メディアが関東学院大学から小田原キャンパスの譲渡を受ける。

# 覚 書

学校法人 小田原教育メディア(以下、甲という)と日本先端大学(仮称)設置準備委員会(以下、乙という)とは、互いの学校教育の充実及び学校法人経営の発展を図るため、包括的な学校法人経営連携を検討してきたが、大筋に於いて合意に達したので、本覚書を締結する。

## 記

1. 甲と乙は、互いの学校教育及び学校法人経営上の環境を考慮し、将来にわたる長期的な協力が互いの発展に寄与することを認め、幅広い分野での教育及び学校法人経営に関する連携を行う。
2. 甲は、乙の「日本先端大学(仮称)新設計画」に賛同し、新大学の設置者として、乙と協力して大学新設の申請を行い、大学開学後は既設の設置校(以下、富水幼稚園という)の部門としての独立性を尊重し、従来の経営方針を踏襲しつつ、新大学との教育連携による富水幼稚園の発展を目指す。
3. 甲は、大学新設の申請を円滑にすすめるために、乙より人材を受入れ、学校法人の更なる発展を目指し、甲乙間で下記の事項に関する協議を行い、合意した事項について甲は、甲の寄付行為の変更手続きに加え、所管庁への届出及び各種の申請手続き(以下、事務手続きという)を行う。

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 理事長の交代      | 現理事長の退任と、乙の委員長である西 和彦の理事長就任  |
| (2) 副理事長の新設     | 定員は2名とし、各々、大学と富水幼稚園の担当責任者とする |
| (3) 副理事長への代表権付与 | 富水幼稚園の担当副理事長に学校法人の代表権を付与する   |
| (4) 共同理事長の役職の新設 | 富水幼稚園の担当副理事長が兼務可能な非理事役職を新設   |
| (5) 常務理事の新設     | 当面の定員は1名とし、増員の場合は別途理事会で協議する  |

4. 前項に含まれない新たな協議事項が発生した場合は、甲乙間で都度協議を行い、双方が合意した事項について、前項と同様に甲は、甲の寄付行為の変更及び事務手続きを行う。
5. 甲は、大学新設の申請までに、学校法人関東学院が保有する下記の物件(以下、小田原キャンパスという)の譲渡を受けるものとし、その時期と契約条件は乙と学校法人関東学院が協議し、決定する。

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 物件 名称     | 小田原キャンパス                             |
| (2) 所在 概要     | 神奈川県小田原市荻窪1162番地2 他                  |
| (3) 校地 概要     | 総面積 121,778.26 m <sup>2</sup> (27筆)  |
| (4) 建物、構築物 概要 | 総延床面積 18,499.99 m <sup>2</sup> (12棟) |
| (5) 機器、機材 概要  | 小田原キャンパス内の教育用機材、研究用機器、備品             |

6. この覚書は、甲の理事会での了承が得られた後に効力を生ずるものとし、有効期限を1年とする。
7. この覚書の更新は、甲及び乙のいずれからも申し出がない限り、1年毎の自動延長とし、以降も同様とする。

上記事項を確認するため、覚書二通を作成し、甲と乙との双方が記名押印の上、各一通を保持する。

2020年11月26日

甲

〒250-0054 神奈川県小田原市  
学校法人 小田原教育メディア  
理事長 館野 功  
TEL [REDACTED]

乙

〒110-0005 東京都台東区  
日本先端大学(仮称)設置  
設置準備委員会 委員長 西 和彦  
TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

## 豊島邸及び清閑亭の今後の利活用について

### 1 豊島邸の利活用に向けた事業者との交渉状況について

豊島邸の利活用については、事業者選定における優先交渉権者の辞退により、次順位交渉権者と交渉してきた。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、次のとおり豊島邸を利活用する。

- (1) 事業者 (一社) 全国古民家再生協会
- (2) 事業内容 宿泊施設 (テレワーク・ワーケーションにも対応)
- (3) 市の収入 月額 100,000 円 (税抜)
- (4) スケジュール

令和3年(2021年) 3月 基本協定締結、利活用事業者によるリノベーション着手  
 7月 リノベーション完了  
 8月 定期建物賃貸借契約  
 9月 利活用事業の開始

- (5) その他 事業開始までに、市では建物の保全に向けた調査等を実施する予定

### 2 清閑亭の今後の利活用について

清閑亭については、平成24年度からNPO法人小田原まちづくり応援団に委託し、清閑亭の魅力発信と周辺地区への回遊拠点として事業を実施してきた。

今後、公民連携による歴史的建造物の利活用を推進することから、清閑亭についても、更なる公民連携による利活用の可能性を探り、新たな利活用として民間提案制度による民間事業者への貸付を目指す。

- (1) サウンディング型市場調査

民間事業者から清閑亭の利活用に向けた意見を聴取し、利活用事業者募集の際の参考とする。令和3年(2021年)2月に実施

- (2) 新たな利活用に向けたスケジュール (予定)

令和3年(2021年) 3月～ 提案募集開始  
 7月頃 提案審査、採択  
 8月～ 詳細協議開始  
 令和4年(2022年) 4月～ 整備(リノベーション等)のため休館  
 9月 定期建物賃貸借契約  
 10月 新たな利活用の開始

<参考>

○ 豊島邸

所在地 小田原市栄町四丁目9番44号  
構成 主屋 木造瓦葺平家建、門及び塀、庭園  
建築年代 昭和16年(1941年)頃  
規模 敷地面積 881.21 m<sup>2</sup>  
延床面積 150.09 m<sup>2</sup>  
指定等 国登録有形文化財(令和2年登録)

○ 清閑亭

所在地 小田原市南町一丁目5番73号  
構成 西棟 木造瓦葺平家建、東棟 木造瓦葺2階建、庭園  
建築年代 明治39年(1906年)頃  
規模 敷地面積 5,561.46 m<sup>2</sup>  
延床面積 396.1 m<sup>2</sup>  
指定等 国登録有形文化財(平成17年登録)  
歴史的風致形成建造物(平成24年10月登録)

## 高田運動広場の閉場について

### 1 これまでの経緯

高田運動広場は、地域で多目的なスポーツができるよう高田浄水場用地を借用し、昭和 61 年 9 月から開放している使用料無料の多目的施設で、主に地元自治会、老人クラブ、少年野球等のクラブチームに利用されている。

当該広場整備後 30 年以上経過する中で、防球ネットの劣化修繕や定期的なグラウンド除草等を行いながら長く利用されてきた施設であるが、令和 4 年度から当施設用地を含む高田浄水場において再整備事業が行われる予定である。

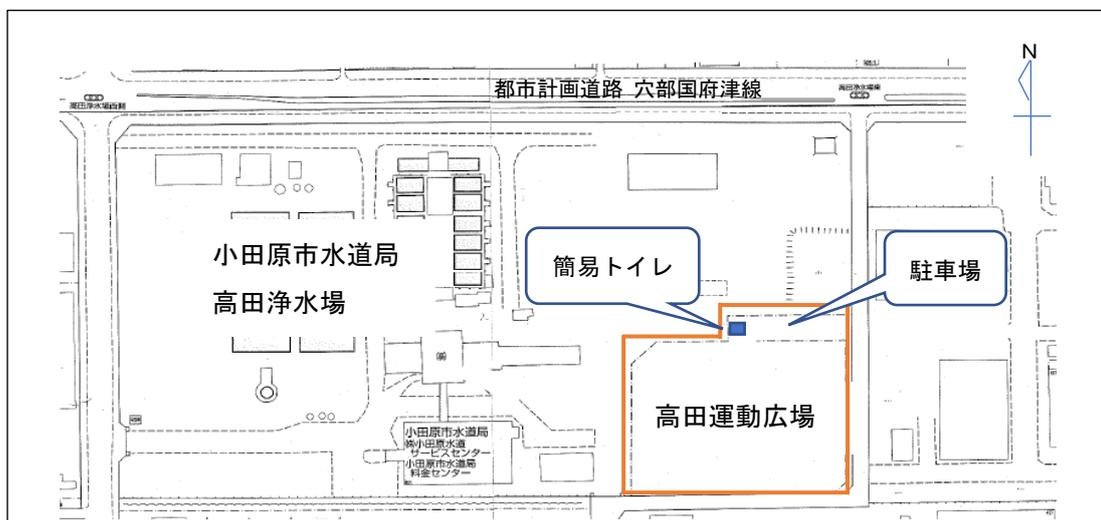
このため、高田浄水場再整備事業に先立ち、現在設置している防球フェンス等の一部、バックネット、及び簡易トイレ等の撤去処分工事を令和 3 年 12 月までに行い、高田運動広場を閉場するものである。

### 2 施設の概要

- ・所在地 小田原市高田 401 番（高田浄水場用地）
- ・施設配置 多目的運動広場（少年サッカー1面分または少年野球1面分）  
バックネット：1基  
周囲防球ネット支柱：コンクリート製 高さ約 10m・21本  
周囲防球ネット：高さ約 10m・延長約 140m  
周囲防球フェンス：高さ約 5m・延長約 370m  
簡易トイレ：1基  
駐車場：10 台程度
- ・面積 7,243.12 m<sup>2</sup>（多目的運動広場及び駐車場）
- ・利用料金 無料
- ・利用者数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	5 年平均 (H27年度～R元年度)	令和 2 年度 (4月1日～9月30日)
20,989 人	12,593 人	11,991 人	13,526 人	13,866 人	14,593 人	5,551 人

### 3 位置図



#### 4 閉場に向けた主なスケジュール

高田運動広場の利用可能期間は令和3年9月までの予定とし、同年10月から利用停止、閉場とする。

時 期	主な内容
令和3年2月～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・回覧等による関係自治会連合及び単位自治会周知</li><li>・説明会開催による利用者周知</li></ul>
令和3年4月～9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ、案内板による利用者周知</li><li>・工事内容調整</li><li>・執行契約事務</li></ul>
令和3年10月～	<ul style="list-style-type: none"><li>・高田運動広場利用停止</li></ul>
令和3年10月～12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・防球ネット、フェンス等撤去工事</li></ul>
令和4年1月～	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設跡地内の立ち入り禁止等の措置</li></ul>
令和4年度～	<ul style="list-style-type: none"><li>・高田浄水場再整備事業（予定）</li></ul>